



茨城県報 第1295号

平成13年9月10日

月曜日

目 次

規 則

ペー ジ

○ ◎茨城県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則(総務課) 1

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定(高齢福祉課) 2

○大規模小売店舗の変更の届出(商業流通課) 2

○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要(2件)(商業流通課) 3

○木材業者の登録(林政課) 5

○保安林の指定の解除の予定(林業課) 5

○定款変更の認可(農村計画課) 5

○道路の区域の変更(2件)(道路維持課) 6

○道路の供用の開始(2件)(道路維持課) 6

○土地改良区役員の退任(2件)(土地改良事務所) 7

公 告

○都市計画の図書の縦覧(都市計画課) 8

○建築許可に関する意見の聴取(建築指導課) 8

規 則

茨城県規則第77号

茨城県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

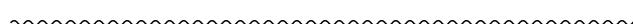
平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

茨城県情報公開条例の一部の施行期日を定める規則

茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)付則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成13年10月1日とする。



告 示

茨城県告示第973号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指定年月日
医療法人 美湖会	ヘルパーステーション ゴーエン 美浦	稲敷郡美浦村宮地678番地	訪問介護	平成13年8月30日



茨城県告示第974号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

有限会社アオキ

代表取締役 青木光男

(2) 住所

猿島郡総和町大字下大野1082

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん総和店

猿島郡総和町大字下大野2008-1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時

(変更後) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時～午後8時

(変更後) 午前8時～午後9時

(3) 変更する年月日

平成13年9月1日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者氏名
株式会社とりせん	群馬県館林市下早川田町700	前原章宏
グリーンクロスコア	埼玉県さいたま市三橋6-185	鈴木孝之
内田博之	猿島郡総和町柳橋1279	
有限会社クリーニング町田	猿島郡境町住吉町325	町田勝雄

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,585m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 373台

(イ) 駐輪場の収容台数 35台

(ウ) 荷さばき施設の面積 144m²

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 97m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前9時

(イ) 駐車場の出入口の数

6箇所

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後8時

3 届出年月日

平成13年8月27日

~~~~~

### 茨城県告示第975号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

### 1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 常陸太田ショッピングセンター

所在地 常陸太田市塙町2952 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(法第6条第1項)

平成13年3月26日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 茨城ウエルマート株式会社

代表者氏名 代表取締役 竹 越 彰

住 所 西茨城郡友部町大字小原和尚塚2695-115

(変更後) 名 称 ジャスコ株式会社

代表者氏名 代表取締役 岡 田 元 也

住 所 東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

2 市町村の意見

特になし

~~~~~

茨城県告示第976号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社カワチ薬品つくば大穂店

所在地 つくば市宿西土地区画整理事業地内筑穂2丁目C区画番号10番

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第2項)

平成13年5月7日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 4箇所

(変更後) 3箇所

2 市町村の意見

市町村名	意見の概要	理由
つくば市	・警備員等の配置による路上駐車等の防止並びに円滑な車両の運行。	当該施設は信号機の設置されている交差点2箇所に挟まれた位置にあることから車両の出庫の際に渋滞等が発生することが予想されることから週末の集客が多い時間帯での警備員の配置が重要と考える。

~~~~~

## 茨城県告示第977号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

## 1 木材業者登録

| 登録番号 | 登録年月日    | 住 所<br>(所在 地)  | 氏 名<br>(代表者氏名) | 商 号<br>(名 称)     | 営業所又は工場 |       | 業 種 | 備 考 |
|------|----------|----------------|----------------|------------------|---------|-------|-----|-----|
|      |          |                |                |                  | 所 在 地   | 名 称   |     |     |
| 1218 | H13.8.29 | 多賀郡十王町友部1217-1 | 御代一彦           | (株)未来環境<br>木材製作所 | 住所に同じ   | 商号に同じ | 販売業 |     |

~~~~~

茨城県告示第978号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

1 解除を予定している保安林の所在場所

鹿島郡波崎町字豊ヶ崎9505の1, 9505の7

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

~~~~~

## 茨城県告示第979号

平成13年8月6日付で、千波湖土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により平成13年8月30日認可した。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

## 茨城県告示第980号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年9月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

1 道路の種類 県道

2 路線名 赤浜谷田部線

3 道路の区域

| 区間                                                  | 旧新の別  | 敷地の幅員<br>メートル      | 延長<br>メートル | 摘要     |
|-----------------------------------------------------|-------|--------------------|------------|--------|
| つくば市大字吉沼字北箇原<br>4511番3地先から<br>つくば市大字上郷字神手1087番地先まで  | 旧 (A) | 最大 13.1<br>最小 5.4  | 2,230      |        |
| つくば市大字吉沼字北箇原<br>4511番3地先から<br>つくば市大字上郷字神手1087番地先まで  | (A)   | 最大 13.1<br>最小 5.4  | 2,230      |        |
| つくば市大字吉沼字北箇原<br>4511番3地先から<br>つくば市大字上郷字神手1147番1地先まで | 新 (B) | 最大 52.0<br>最小 12.8 | 2,312      | バイパス新設 |

## 茨城県告示第981号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年9月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角田芳夫

1 道路の種類 県道

2 路線名 白山前取手線

3 道路の区域

| 区間                | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延長<br>メートル | 摘要   |
|-------------------|------|--------------------|------------|------|
| 取手市白山一丁目乙1026番4から | 旧    | 最大 24.0<br>最小 5.0  | 280        |      |
| 取手市井野一丁目3000番8まで  | 新    | 最大 68.0<br>最小 18.0 | 248        | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第982号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年9月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 路 線 名 県道 紅葉石岡線  
2 供用開始の区間 新治郡玉里村高崎1683番地先から  
新治郡玉里村高崎1692番1地先まで  
新治郡玉里村上玉里2597番1地先から  
新治郡玉里村上玉里2597番1地先まで  
3 供用開始の期日 平成13年9月10日
- ~~~~~

#### 茨城県告示第983号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年9月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

- 1 線 路 名 県道 竜ヶ崎潮来線  
2 供用開始の区間 稲敷郡新利根町大字柴崎7542番1地先から  
稻敷郡新利根町大字柴崎2292番地先まで  
3 供用開始の期日 平成13年9月10日
- ~~~~~

#### 茨城県告示第984号

岩井市大字辺田1141番地の3に事務所を置く前沼土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年9月10日

茨城県境土地改良事務所長 海老原 修

- 1 退 任

| 住 所           | 職 名 | 氏 名  |
|---------------|-----|------|
| 岩井市大字大口2236番地 | 理 事 | 石塚政子 |

~~~~~

茨城県告示第985号

猿島郡三和町大字仁連2065番地に事務所を置く三和西部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年9月10日

茨城県境土地改良事務所長 海老原 修

- 1 退 任

住 所	職 名	氏 名
三和町大字上片田669番地1	理 事	武井一男

公 告

●都市計画の図書の縦覧

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の決定に伴い、那珂町から都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

1 都市計画の種類

土地区画整理事業(上菅谷駅前地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

### ●建築許可に関する意見の聴取

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成13年9月10日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 角 田 芳 夫

1 意見の聴取期日 平成13年9月17日(月)午後2時

2 意見の聴取場所 那珂郡瓜連町大字平野1800-406(会場:瓜連町公民館平野分館)

3 意見の聴取事項 第一種低層住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。

町営墓地管理施設の新築

4 申請者住所 那珂郡瓜連町瓜連321

5 氏 名 瓜連町長 関 谷 哲 生

6 建築物構造規模 木造 1階建て 新築

申請延べ面積 48.75平方メートル

7 敷 地 面 積 11,648平方メートル

8 原 動 機 新設 0キロワット 既設 0キロワット

9 建築物の位置 那珂郡瓜連町平野1442-1の一部、1800-725の一部

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1月)  
(休日の場合は縦下発行)(金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301)1111(代)